|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 新聞労連近畿地連 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | (1)高止まりする物価と実質可処分所得の減少に抗し、安心して生活できる賃金水準を得るため、社に定期昇給制度がある組合はベースアップと合計して５％以上の賃金改善を求め、定昇制度がない組合はベースアップ５％以上を要求する。(2)定期昇給制度を維持し、定昇の切り下げ、凍結を認めない。(3)労連加盟組合水準や地場の産業水準に及ばない組合は１万円以上の賃上げを要求する。(4)参考）労連平均３５歳モデル賃金（サンプル２０社）は３２万９２８８円（２０２４年夏時点）(5)手当の切り下げなど実質的な賃下げにつながる提案は、合理的な理由がない限り認めない。単年度収支が前年度大幅減や赤字であっても、財務諸表等を精査し会社の支払い能力が十分あれば、不利益変更提案には応じない。既に切り下げられた手当などについても回復を要求する。(6)手当カットなど不利益変更と抱き合わせの交渉や回答には反対し、切り離して交渉する。(7)業績が一定程度回復した会社では不利益変更された労働条件を元に戻すよう要求する。(8)介護や育児などの事情で勤務時間に制限がある社員にも配慮した賃金制度を要求する。(9)新入社員の確保、若手社員の定着を促すため、初任給の改善など若手の賃金改善を要求する。(10)定年延長や再雇用で働く６０歳超の社員への不当な待遇格差を是正するよう要求する。６０歳以降　　　もそれ以前と同じ業務量や業務内容の場合は不合理な賃金減額を許さない。(11) 本社社員と関連会社社員との労働条件の不合理な格差是正に向けた取り組みを進める。(12)「同一労働同一賃金」原則に基づき正規、非正規社員間の不合理な格差を是正させる。(13)企業内最低時給を少なくとも１６００円まで引き上げる。 | (1)従業員の安全確保、ワーク・ライフ・バランスの実現を念頭に、選択的週休３日制など、働く人の生活にマッチした制度の新設・維持、より良い制度への変更、使いやすい運用を実現させる。働き方や心身の健康に関する制度の縮小を許さず、がん検診補助、人間ドック制度の拡充などを求める。(2)長時間労働を是正させ、ディーセントワーク（人たるに値する文化的生活）実現に向けて、必要な職場には「11時間の勤務間インターバル制度」の早期導入を図る。過密労働を改善する人員配置を要求するとともに、誰もが健康的で働きやすい職場を目指す。(3)育児や介護をしている人、医療的ケア児がいる家族、病気治療中や後遺症がある人、障がい者など、誰もが安心して働き続けることができる職場を目指す。(4)地方転勤などの条件をクリアしなければ管理職登用やキャリア形成が果たせない現状を見直し、育休などさまざまな経験をした女性が意思決定層に多く入れる制度を実現する。管理職の業務を見直し、多様な条件の下で働く人も適材適所で配置されるよう求める。(5)取引先からのカスタマーハラスメントや読者・市民からの迷惑行為、取引先からのセクハラなど、あらゆるハラスメントに対し、従業員を守るための考えを経営側に表明させる。被害者の立場に立った相談窓口の設置などの対応を充実させる。性的マイノリティーの仲間への配慮を求め、ハラスメントを許さない労働環境を実現する。(6)政府が労働側の意見を重んじずに進めている労働基準関係法制研究会の議論を監視しよう。とりわけ労働時間規制について、法的拘束力を緩和し労使コミュニケーションによる職場ごとの合意に委ねるとする議論の方向性について危機感をもって監視し、反対の声を上げよう。(7)専門業務型裁量労働制が導入されている職場では、労使協定更新時に、労働者に不利で使いにくい制度にならないよう、細心の注意を払って交渉を進めよう。各職場に応じた賃金について、いま一度要求と獲得の歴史に立ち返り、不利益な賃金削減をはね返そう。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 |  |
| 季別交渉時 |  |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 第１次統一行動日：2月27日 | 第２次統一行動日：3月6日第３次統一行動日：3月13日第４次統一行動日：3月21日第５次統一行動日：3月26日～27日 | 第６次統一行動日：4月2日～3日（春闘最後の山場と位置づけ、決着を図る。） |
| 夏季 |  |  |  |
| 年末 |  |  |  |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。